

Title	ジロンドの崩壊
Sub Title	
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1943
Jtitle	史学 Vol.21, No.2 (1943. 2) ,p.43(185)- 76(218)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430200-0043">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430200-0043</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ジロンドの崩壊

鈴木 泰 平

## 序 論

フランス革命に於いて、恐嚇政治が其の成立の基礎的條件の一つとしてジロンドの崩壊を有してゐたのは言を俟たぬが、然らばジロンドの崩壊は如何にして行はれたのであらうか。

恐嚇政治の成立は革命フランス存立の爲の必然的事象であつたが、其の成立の契機となつた條件はジロンドの崩壊に如何なる關聯を有してゐるのであらうか。本論は斯かる觀點よりジロンドの崩壊を検討せんとするものである。

ジロンドの崩壊は通例八月十日革命、九月虐殺、ルイ十六世處刑、國防委員會、公安委員會成立、マラーの裁判、十二委員會、最高價格等の諸問題を通ずる對ジャコバンとの鬭争過程に於いて説明されてゐるが、斯かる説明は一部のには問題の解決に寄與しても全般的には問題を解決し得るものではない。

ジロンドは A. Mathiez の説 (Encyclopaedia of the Social Science Vol. III pp. 471—82.) に依れば元來一七九一年七月十七日のシヤン・

ド・マルス事件後王政を或る程度維持せんと欲した Ferrillant と袂を分つた革命フランスの指導的ブルジョアであり、其の欲する所は王政の絶對的否定並びに民主共和制の完全なる確立を求め、延いては特權社會階級の打倒、アッシニヤ強制に依る財政再建を求め、更に革命戦争を通じて全ヨーロッパの第三階級の解放をも要求するにあつた。

然るにジロンドの革命より受けた現實的解答は政府出費の無制限的増大、アッシニヤの慘落、物價の暴騰、革命軍の慘敗であつて、其の革命政治は全く破綻に瀕したのである。

斯かるジロンド政治の全般的失敗に於いて如何なる條件が如何にしてジロンドの崩壊に働きかけたのであらうか。此の點に於いては若干の異論がある所であるが、本論に於いては二、三の問題を捉へて課題の究明に従ひたいと考へる。

### 一 ベルギー占領地の問題

ジロンド崩壊の條件としては種々考へられるが、先づ擧げらるべきはベルギー占領地の問題であらう。

オーストリア領ネーデルランド即ちベルギー地方のフランス領有化は元來九月虐殺後のヨーロッパ諸國の全面的攻撃をニース、ウオルムス、ブリュッセルに於いて挫折せしめた一七九二年十一月の反撃の結果齎らされたものであり、其の成功はフランスのヨーロッパ國際政治上に於ける發言を著しく有礙な

ベルギー遠征の成功は斯かる點に於いて意義を有したが、問題はベルギー占領地の經營を如何にすべきかに在つたのである。

當時シロンドが大勢を占めてゐる國民公會のベルギー占領地經營理念は然らば如何なるものであつたらうか。ベルギー占領地に關する國民公會の十二月十五日令<sup>(註一)</sup>は「一、共和國軍隊の占領した地域に於いて軍隊は直ちにフランス國民の名に於いて現存する税金、貢納金、什一税、封權的諸權利並びに一般的特權の廢止を要求し、人民に平和、救濟、博愛、自由、平等を賦與する。二、人民主權の確立を期し、現存する全行政機關の廢止を求め、假行政機關設置のため *Assemblée Primaire* を召集する。三、特權階級の假行政、司法兩機關への關與を一切認めない。四、占領地に於ける凡ゆる形式の財産を監視し、財産保全のため凡ゆる手段を執る。五、假行政、司法機關に於ける住民代表は軍の監督下に行政、治安に従ひ、軍駐屯に關する經費を調達する。六、假行政機關には國民公會委員を參與せしめる。七、占領地の自由と獨立は飽くまで尊重し、封建的制度を放棄する限り人民の主權を認める』等を記録し、戰爭は單なる侵略ではなく、國民の自由を回復する意圖を有するもので、ベルギーの獨立、主權を絶対に尊重し、單に一時的に治安回復のため軍政を公告するに止まり、軍費の調達を目的としてゐるに過ぎないことを示してゐる。

ベルギー派遣フランス軍司令官も同様にベルギーの獨立建國を認め、「ベルギーのフランスに對する貢納の如きは吾人の行動に不信を投げつけることである」とし、<sup>(註二)</sup>更にオランダ國民の自由獲得運動を援助するためオランダ遠征を求めてゐる。此れは「現在の所ベルギーを攻撃した敵軍に全力を盡し、オーストリア軍に對する進撃を續行する」<sup>(註三)</sup>方針を有するジロンド政府の政策と矛盾するが、ベルギー經營の點に於いては共に其の獨立、主權を認め、侵略、貢納を求めない態度を持してゐる。

然るに此れに對し「フランス軍司令官デュムーリエの通告せる事態を現地に於いて確め、行政上の參考資料を獲得し、併せて同地方の行政、財政關係の記録を提示せしめ、且全ての兵廠、倉庫を開庫、點檢せしめる」<sup>(註四)</sup>ためベルギー派遣を命ぜられた Danton, Canus, Delacroix, Gossein の報告はベルギー占領地經營に關し異つた見解を持してゐるのである。

ベルギー派遣委員の報告は約七十通に上り一般的な事務報告並びに行政報告が其の大部を占めてゐるが、後者に於ける若干は委員の積極的見解——ベルギー占領地に對する——を端的に提示してゐる。

先づ一般的な事務報告に於いて注目すべきはベルギー地方派遣のフランス軍隊の給養が全般的に極めて粗悪なることである。<sup>(註五)</sup>即ち委員 Canus の *Compte Rendu* 報告<sup>(註六)</sup>に依れば衣服、食糧が缺乏してゐるため今冬の屯營は極めて困難であり、又軍費缺乏甚だしく、アッシニヤの不信用には困つてゐると記し、更に Liège 發の委員報告も Namur, Anvers, Malines に於けるパン、飲料、外套、靴の缺乏に依る軍

事行動展開の困難なることを示し、全般的にベルギーに於いてフランス軍隊の置かれた條件が相當不利であつたのを傳へ、國民公會の屢次に互る對策も餘り効果を奏さなかつたのを示してゐる。(註七)

委員報告に表はれたフランス軍隊の情勢は以上の如きものであつたがベルギーに於ける政治情勢は如何なるものであつたらうか。

一月十九日の Anvers 發の報告は(註八)「Liège 地方では假行政機關設置のため數次の會合が行はれ、フランスとの合併を求める意見が各地に行はれてゐる。市政代理人は斷乎たる手段でエミグレの追究を行ひ、封建的思想の抑壓に勉めてゐる。Anvers では住民のフランス軍隊に對する態度は極めて良好であり、其の大部分はフランスとの併合を求めてゐるやうに思はれる。但し若干の利害が彼等の判断を妨害してゐる。例へばアッシニヤの強制流通の如きは彼等に恐怖の念を與へた。Lonvain, Malines ではカトリック僧侶が多く、フランスの宗教政策に敵意を持ち、又 Anvers の如き大商業地では必ずしもフランス人に心服してゐるのではない。人々はオーストリアの束縛からの解放の價を知つてゐる。此れ等の都市には革命結社 (Société Populaire) があり若干の市民は瀕繁に訪問を行つてゐる。然し其の結社の行動に對する妨害も烈しいのが認められる」とし、二月十一日のブリュッセル發の報告は(註九)ベルギーの大部分の地域に於いてアッシニヤが嫌惡され、貨幣に依る支拂が希まれてゐると傳へ、Mons 發の報告は(註一〇)同市住民はフランスとの併合を可決したと記し、Tournai, Courtrai の住民はフランスに好意を示してゐない

が、Bruges ではアッシニヤの流通を憎んでゐるもの、若干の富裕なる市民を除き住民の大部は併合を欲して居り、Gand も同様であるとしてゐる。<sup>(註一)</sup>

派遣委員の大凡以上の如き内容を有する同様の數多の報告はベルギー地方の狀勢が如何なるものであるかを示してゐるが、派遣委員は進んで各種の資料に基き占領地經營に關し積極の方策を通達してゐる。即ち二月十七日の Bruxelles 發の報告は<sup>(註二)</sup>「ベルギーに於いては共和國に對する反抗、陰謀は極めて多く、特に貴族に多く見られる。イギリスは攻撃の機會を窺つてゐるに相違ない。そして恐らく攻撃を Dünkirchen と Ostende との間のベルギーに向けんとしてゐる。其の地域に仲間を得れば軍隊を送つても失敗しないに相違ない。其れ故有力なる部隊で其の海岸を守るのが肝要である。これは吾人と相談した Dnmorniez 將軍の意見でもある。吾人は共和國の保全是ベルギーに於いて始めて可能であることを知つてゐる。吾人は財政を再建し、戰爭を繼續するには此の富裕なる地方をフランスに併合する他はないと信ずる。然し此の偉大なる目的を達成するにはベルギーの内氣な愛國者に *Securities* の有力なる手段を與へる必要がある。それには彼等にオーストリアの支配の復歸を恐れしめないが如き吾人の軍事行動の十分なる展開を保證しなければならぬ。其の恐怖が去れば大部分の者は併合を可決するやうに思はれる。然るに其の併合が拒否され、貴族が勝利を得たと假定せよ。此の場合にはベルギーを敵地として扱はねばならぬ。然しベルギーを斯くの如く扱ふには強大なる要塞を必要とする。斯様に全ての場合を考慮す

れば其の地方に二、三十の Bataillon を送るのは絶対に必要である。少くとも人々は Nord, Pas-de-Calais, Somme, l'Aisne, Ardennes 諸縣の Gard Nationale を常に徵發状態に置く命令には反對しないであらう」と述べ、フランス國家の防衛保全のためには進んで其の併合の必要を説いてゐるのである。

此の報告に依ればベルギー内部には若干の併合を求める聲があるも、大部分はフランスの遠征と其の統治策に不満を有して居り、特にアッシニヤ流通には嫌惡の情を持ちジロンド政府の政策は殆ど豫期した如き效果を得て居らず、寧ろ失敗の感を呈してゐるやうに思はれるのであり、更に委員報告は政府政策の修正、變更を欲してゐるものゝ如く考へられる。

此れはベルギー占領地經營に關し、中央とは異つた理念を有する政策であるが、ベルギー地方經營は然らば如何なる要請の下に換言すればベルギー遠征自體は如何なる事情に依つて企圖されたのであらうか。

此れを明らかならしめるため先づ當時のフランスに於いて國防政策と並んで深刻な問題を提示した財政を検討すると、一七九二年十月に於いてアッシニヤ發行は三十一億(註一三)の巨額に達し、又同時に多額の愛國公債、信用證券の發行が行はれ、アッシニヤは約三分の一の暴落を示して、物價騰貴、生活必需品減少と共に相俟ち國家經濟を危機に陥れてゐる状態にあつた。然るにジロンド政府がベルギー、サボイ、ニース等の占領地の戦利品並びにエミグレの財産を擔保として依然アッシニヤ發行政策を財政政策とし



て居るのに對し、政府に對するベルギー派遣委員の報告は同地方に於けるアッシニヤの流通が困難を極め、一般商人を始め農民に至るまでがアッシニヤ支拂を拒否し、通貨政策を始め經濟政策が全般的に失敗してゐる事實を認め、進んでベルギー經營政策の修正の必要を説いてゐるのであつて、將にベルギー遠征は單なる侵略に依る占領、或はヨーロッパ諸國民の解放を求めたにはあらずしてフランス國家の保全と軍事的地位の優越を求め、同時にフランス國家の財政再建の企圖に依り起されたものであつた。

斯くてベルギー派遣委員の報告は斯かる事情に依り積極的にベルギー國有財産の沒收、占領地の併合、アッシニヤの無制限發行の停止(註七)を求めたのであつて、其れはフランス國家の軍備、財政再建の如き現實的要請の下に於ける其の獨立、建國政策が非現實的なユートピアであり、領土の併合政策のみがフランス國家の存立を全ふすることを示すものであつた。

此れは換言すればベルギーの經營は其の領土の併合に依つてのみフランスの國家目的を達成し得るのであることを現實に示したもので、其の占領地に於ける不徹底な行政は、通貨政策の失敗、現地軍指揮官の反抗、叛亂の續出、軍隊の無裝備無能力、國內に於ける經濟的危機に對する無力、戰爭宣言に對する責任追究等と相俟つて、シロンド政府のベルギー經營の失敗を現實的に明かに證明したものであつた。

此の報告に於いて示されたシロンドのベルギー經營の失敗は軍隊と中央政府の不一致に次いで行政の

失敗並びにオーストリアに對するフランスの軍事的優越を失はしめ、同時に軍隊駐屯、軍事行動を不如意にし、延いては北部國境の危機を招いてフランスの軍事的地位を危殆に瀕せしめたのであつた。

要するにベルギー派遣委員の報告はジロンドの政策がフランスの軍事的、財政的要求に如何に適合しないものであり、且又如何に非現實的であるかを示したものであつて、ベルギー經營の失敗は北部國境の危機を將來し、更に財政再建に失敗した意味に於いて將にジロンド政權を最初に根本的に動搖せしめたものであつた。

以上に依りベルギー經營の失敗は國境の危機を將來した點に於いて、ジロンドの五月末日に於ける崩壞の言はば外部的要因をなしたと考へられるのであつて、後述する如き内部的原因と相俟つて相關的に其の崩壞に働きかけたのである。

## 二 三十萬徵兵令の問題

ジロンドの崩壞は其の外的條件としてベルギー經營の失敗を有したが、其れに對して此れと相關的な働きかけをしたのは三十萬徵兵令であらう。同令は聯合軍の自由壓迫に對抗する事を宣言したジロンド主權下の國民公會の公布にかゝる國防上の措置であるが、其れ自體は直接的な崩壞の要因を爲したのみならず、同時に本令を契機としてジロンドの革命政治を危殆ならしめる事態を發生せしめ、其の崩壞に

重大影響を及ぼしたのである。

三十萬徵兵令は論ずるまでもなくフランス侵入の聯合軍を打破するために設けられた兵士徵集令であつて、十八歳より四十歳までの男子を徵集し義勇軍組織に依つて此れを編成せんとするもので Carnot、Delmas の研究に基く次ぎの如き規定を有してゐた。即ち規定は國民公會の二月二十四日の徵集決議に基き「一、國民公會議員は外敵の侵入危険を國民に認識せしめると共に充分なる兵力徵集に努め二、委員を八十二名任命し、各縣二名宛四十一縣區に配分し三、各委員は二月二十四日決定の三十萬の徵集人員を満たすため必要な手段を行使し四、同時に軍需物資の徵發を行ひ五、更に各配屬縣、郡の行政報告を行ひ、嫌疑者捕縛の權限を與へられ六、更に一般食糧状態に關する報告を要求する」等を含んで居り、派遣委員に任命せられた者は内政攪亂を企圖する陰謀者並びに委員に反對行動をとる者を革命裁判所に送る權限を與へられて大凡三月十三、四日パリを出發、任地に向ひ、四月より五月に亙つて同令實施の狀況を報告してゐる。

他面よりすれば此の三十萬徵兵令は國防上の最高要請に基くものであると同時に政府の政治力を如實に表はすべきものであるが、委員報告は如何なる結果を呈示してゐるであらうか。以下委員報告を分析し、三十分徵兵令の實施状態を始め、内政上の諸問題の所在を明らかにし、如何なる條件が如何にしてシロンドの崩壞に働きかけてゐるかを考究することゝしたい。

先づ Nord 縣を中心とする北部國境方面派遣委員の報告を検討すると三月十八日付 Saint-Omer 發<sup>(註一八)</sup>報告は「全國に於いて反革命主義者の期待は徵兵決定の時に高まつたやうに思はれる。當縣に於いても其の傾向は著しいものがある。反革命主義者は徵兵を遅延せしめる爲出來得る限りのことをせんとしてゐる。然し多くの都市は大部分既に徵兵定員を満了した。最初拒否した者も後には従つてきてゐる。反革命主義者には斷乎たる態度をとるであらう」と記し、同地發の三月二十四日付報告は續いて同地方の徵兵は大した困難もなく行はれたと報告してゐる。

三月二十六日付 Amiens 發報告並びに同第二報告を見ると「吾人の到着以前に公安の敵は徵兵妨害のため人心に働きかけたが、今は如何なる試みも吾人に對しては奏效しない」と述べ、更に「Somme に入る前 Annale, Neuchâtel に寄つた所同地は人口少いにも拘はらず愛國心は旺盛であつた。Amiens に到着すると徵兵令を促進するに如何に吾人の存在が必要であるかを知つた。吾人は地方行政當局の方法を變更し、三日以内に徵兵を終了する手段を講ずることにした。一般に Amiens の人心は良好ではない。吾人は常に敵に目を開いてゐる必要があり、Société Populaire は有力ではない。吾人の斷乎たる決意は當地の愛國者に希望を與へ、貴族に打撃を加へた。吾人は容易に徵兵を行ひ得ると信じ、且反對者に攪亂される恐れはないと信ずる」とあり、四月四日付同地發報告は「武力を缺如してゐる故、當縣内の叛亂抑壓のため至急の援助が必要である<sup>(註二〇)</sup>」としてゐる。

以上の報告に對し *Eu.* 並びに *Le Havre* 發のは別箇の問題を示し、四月十八日付 *Eu.* 發報告は「當地一帯には小麥が無く、又其の取引も見られず、例へあつても其の價格は高い。此の缺陷の源をつき、其の匡濟手段を見出すのに努力してゐる」と傳へ、四月二十六日付 *Le Havre* 發報告は「約一萬以上の貴族に牽ひられた叛亂がある。其の原因の一つは彼等の *fanatisme* であり、他の原因は食糧問題に關するものである。パンの値は高く、人民は手に入れるのは困難である。斯様な際には度々廣汎なアヂが見られる」と記し、更に四月二十七日付報告は「當縣に於ける叛亂原因は二つあり、一つは *Musquinet-pagne* の捕縛であり、他は食糧問題である。其の對策として一、政府の食糧供給政策に於ける小麥の供給補助二、國民公會への四十萬リヴルの前借三、小麥配給の政府管理の三點を求めるものである。Somme の徴兵定員は四千三百十五名であるが、未だ二千四百五名しか出來ない。此れは貴族の勢力の大なること、並びに地方行政當局の怠慢に基くものである。吾人は徴兵に全力を盡すであらう」と述べてゐる。

以上は北部地帯諸縣よりの主要なる報告であるが *Bourges*, *Troyes*, *Orléans*, *Nevers*, *Tours* を中心とする中部地帯並びに *Bretagne* 半島方面は如何であらうか。

三月十九日付 *Bourges* 發報告は「僧侶並びに元の貴族に依る叛亂を見るが徴兵は終つた」と記し、*Nevers* 發報告も同様の報告を行ひ、一般に人心の惡化してゐるのを指摘してゐる。

三月二十六日付 *Orléans* 發報告は「*Nievre* に於ける反抗者は少くない。地方行政當局のみでは不十

分である。吾人の存在はどうしても必要である。一般に愛國者は徴兵に従ふが、其の他の者は反抗的態度をとり、富裕なる階級は協力的態度を示さない」と記し、更に同地に於ける徴兵に對する無關心を指摘し、四月五日付報告は「吾人の第一の仕事は協力して貴族を倒し、愛國精神を確立することである。精力的で純粹なる行政當局の共和的活動は屢貴族、反革命主義者に妨害されてゐる」と傳へ、Troyes, Auxerre, Nevers <sup>(註二〇)</sup> の各報告も同様の事態を記してゐる。

然るに四月二十五日、五月六日付 Tours 發報告は Indre et Loire 縣、Loire-et-Cher 縣に於いて非常に大規模の暴力的騒動が食糧問題に關して起りつゝある。此の原因は元來此の縣が消費するに足る十分なる小麥を産出してゐないことに依るが、又 Loire 河が叛軍の制壓下にあるため食糧供給が自由でないことに依るのである。Tours の状態は至急救援を求めてゐる」と傳へ、更に「危険は刻々迫つた。叛軍は既に Bressuire を席捲し、Thouars を包圍状態に陥れてゐる。此れは單なる叛亂ではなく共和國の存立にも重大なる影響あるものである」とし、政府の急速なる救援を求め状態の切迫を告げてゐる。<sup>(註二一)</sup>

三月二十二日付 Rennes 發報告は二十九日付 Redon 發報告と共にブルターニュ半島諸縣の叛亂は恐るべきものがあり、直ちに抑壓する必要があると記し、叛軍を撃滅するに一刻も失つてはならず、又徴兵完成のため秩序と平和を早急に確立すべきであると傳へ、四月二十五日付 Valognes 發報告は「Marie, Orne に於いて食糧品の高騰は貧民を耐へ難き状態に陥れてゐる。吾人は金持への課税に依り其れを

切り抜けるのを主張するものである」と記してゐる。

以上の報告は同地方一帯の状況が極めて困難なることを端的に示してゐるが、北部國境と並んでフランスの國防に重要地帯を爲してゐる東部國境並びに其の接壤地方は如何であらうか。

先づ徴兵の實施は三月十八日付 Vesohi 發報告、二十三日付 Lutre 發報告、二十六日付 Epinal 發報告、四月三日付 Lyon 發報告、四月十日付 Chambéry 發報告、四月十三日付 Besançon 發報告(註三五)に依れば殆ど順調に行はれ、二、三の報告が若干の貴族、反革命主義者の妨害を傳へてゐるに過ぎない。

然るに三月三十一日付の Besançon 發報告(註三六)は「當市は一般に冷靜であるが食糧品は高騰し、市の食糧供給費として三十萬リールを必要とする。市當局は人民の欲求を満足せしめるため相當犠牲を拂ふ必要があり、當市の資源は今や全く盡きてゐる。當市はスイス國境近くに位し金持の壓迫下の民衆が多い。

アッシニヤの價格は半分になり、陰謀者は此の機會に不當利益を占めんとしてゐる」と傳へ、更に四月二十一日付 Chambéry 發報告(註三七)は「アッシニヤの流通は順調ではない。其れはエミグレ、反革命主義者の偽造に依り不信用になつたと思はれる。此れは更にジュネーヴ人の投機に依つて促進された。此の結果すべての物價は高騰を齎らし、物資の流通は逼迫し、食糧は一般的に不安となり、全國の軍隊は不平を抱き、市場、倉庫に於ける巨額の物資は全く缺乏するに至り更にアッシニヤに依る給料仕拂は軍隊を全般に不満の状態に陥れた。此のアッシニヤ不信用を除く爲には一、行政當局はアッシニヤの検査を行

ひ二、軍御用商人、企業家の行動を監察し三、獨占取締を必要とする。蓋し彼等は市場の操作人であるから。亦全般に食糧行政を一元化する必要がある」と述べ、同地方報告は徴兵以外の重要なる問題の所在を示してゐる。

次に地中海邊、ローヌ河流域、ピレネー國境地帯は如何であらうか。

三月二十五日付 Le Puy 發報告、四月一日付 Mende 發報告、四月十九日付 Castre 發報告は一樣に貴族、非宣誓僧侶、反革命主義者、逃亡貴族の煽動に依る叛亂を傳へ、食糧の缺乏を原因とする反革命運動が展開されてゐるのを述べてゐる。然し徴兵は Ardèche 縣を始め H. Garonne、<sup>(註三九)</sup> H. Pyrénées 等に於いて順調に行はれ、一般的に武器、軍需品の不足缺乏を傳へてゐる。<sup>(註四〇)</sup>

以上に依つて Vendée 周邊の區域を除き、フランス全國の狀勢を概觀し得たのであるが、此れ等の報告は如何なる意義を有するものであらうか。以下報告に表はれたる諸問題に就き若干の検討を試みたい。先づ三十萬徴兵令の實施狀態を見るに各地方全般を通じ大體完了してゐるが何れも相當の困難を伴つてゐる。而して徴兵令の實施を困難ならしめたものは貴族、僧侶、反革命主義者の叛亂であり、叛亂は食糧不安、アッシニヤ不信用に原因を有してゐるのが多い。換言すれば三十萬徴兵の困難、貴族、僧侶の叛亂、食糧不安の三問題を委員報告に依り演繹し得るのであるが、斯かる問題は抑如何なる事態に依つて生じたものであらうか。



徵兵令實施が如何に困難であつたかは、最も愛國的と考へられた地方に於いてさへも猛烈な不満と反抗を惹起した<sup>(註四一)</sup>ことに依り理解されるのであるが、其の理由は(一)、革命軍の敗戦に依る中央政府への不信(二)、國有財産の取得者の如き革命の利得者の反対(三)、貴族僧侶の如き反革命主義者の妨害(四)、食糧の缺乏、騰貴に基く一般國民の動搖、反亂等に求めることが出来る。その他消極的理由としては地方行政當局の怠慢、無力、*Société Populaire*の活動力の喪失、徵兵令自體に於ける義務的法律的強制力及び拘束性の缺如等を指摘し得る。

(一)、(二)の如き理由は革命自體の進行、反シロンド派の活動を考慮すれば當然理解される所であるが(三)(四)の如き要因には如何なる事情が存してゐるのであらうか。

貴族の反抗運動が徵兵令を機會に全國的に惹起されたのは、革命の結果特權が剝奪され、財産が沒收<sup>(註四二)</sup>されたのを計畫的に再興せんとしたもので、要するに自己の政治的主權の回復要求に依るものであるが、僧侶の反抗、陰謀は如何なる事情に依るのであらうか。

僧侶は革命以前に於ける最も有力なる特權階級であり、<sup>(註四三)</sup>其の確然とした階級意識と其れ自體の階級的構成に依り特徴づけられるのであるが、所謂僧侶憲章の公布は其の階級を完全に二分し其の社會的、政治的、經濟的構造を一變せしめるに至つたのである。

報告を見ると僧侶の陰謀、反革命的行動<sup>(註四五)</sup>は其の積極的行動に於いて、地域的範圍に於いて第一義的重

要性を有して居り、特に報告に依る範圍に於いても反革命的行為の遂行の爲民衆の運動に組織を興へ、指導的役割を演じたのは無視することが出来ない點と思はれる。

然らば僧侶の反革命的行動は如何なる點に於いて特徴づけられるであらうか。

先づ僧侶の反革命的立場は如何にして將來されたであらうか。即ち革命の進行と其のキリスト教への働きかけ方は如何なる條件と如何なる過程を取つたであらうか。

革命前に於ける僧侶社會を見るに専ら高級僧侶の生活は問題となつたが、下級僧侶並びにキリスト教の存在自體は問題とならず、まして國教分離の如き傾向は存在しなかつたが、革命の勃發は僧侶社會にも多大の影響を及ぼし、延ひては教會キリスト教を根本的に動搖せしめるに至つた。

即ち革命初期の國民議會は第三階級と下級僧侶の結合に依り運営されたが、續く憲法制定議會は封建的權利廢止、權利宣言に依り教會財産の沒收、賣却を宣して（十二月九日令）僧侶階級全體を反革命的立場に置き、更に其の生活に拘束を加へて反教會的立場を明らかにした。

此れは一七九〇年八月二十七日公布の僧侶憲章 *Constitution civile du Clergé* に至りてより明確化される即ち僧侶憲章は一、從來の國王の任命に依る僧職は人民の選舉に依るものとし、法王の裁可を不必要とし二、教區の數を百三十九より八十三に減じ（一縣一教區）三、僧侶の給料を從來の半額以下とし四、僧侶は就任に際し新憲章を遵奉すべき誓約を必要とする等を規定したもので、カトリック以外の者

でも僧職に就き得ることを明示すると共に法王の裁可の不必要、並びに給料の減額と相俟つて僧侶を政治的、社會的に全く無力化したものであつた。

更に此れに加ふるに僧侶に對する新憲章への誓約規定の公布は僧侶をして遂に宣誓並びに非宣誓僧侶に分裂せしめるに至つた。

僧侶憲章は斯くて革命宗教史上重大なる意義を有してゐるが、政治的には要するにカトリックの國家化であり、同時に又教會の國家への從屬を求め<sup>(註四八)</sup>るものであり、更に立法議會が非宣誓僧侶を反革命主義者として取り扱ひ、外敵と連絡あるものとして國外追放を命じ、<sup>(註四九)</sup>次いで國民公會がより峻嚴なる規定を設けて其の取締りを行ひ、<sup>(註五〇)</sup>國教分離を主張するに及んで、革命の僧侶階級に對する壓迫的態度は決定的になるに至つた。

僧侶の反革命的行動の背後には斯る事情が働いて居るのであつて、革命の進行——僧侶憲章の公布、反革命主義者としての處置、國外追放——に比例して其の反革命的行動はより激烈化し、彼等は何等かの機會があれば其の元の社會的、經濟的、政治的地位の回復を求める運動を全國的に發生すべき状態にあつたのであつた。僧侶の反革命的反抗は將に斯かる點に於いて特徴づけられるのである。

三十萬徵兵令は僧侶にとり反撃を加へる絶好の機會として革命軍の敗退、國境の不安と共に表はれたのであつて、其の結果、委員報告に見るが如き、全國的叛亂は、食糧問題と共に内政、治安を全く混亂

に陥れ、貴族の反抗と相俟つてジロンドの革命政治に重大なる障害を形成したのであつた。特に徴兵妨害、反革命宣傳はジロンドの政治を極度に困難たらしめたものゝ如く思はれる。

然らば同様に反革命の地盤を與へた食糧の不安には如何なる事情が伏在してゐたのであらうか。

派遣委員の報告は食糧關係の事項として一、物價の騰貴二、物資の缺乏三、アッシニヤ不信用四、商人の獨占等を擧げて政府の對策を要望してゐる。

食糧問題は通例小麥を中心に報告されてゐるが當時の（九二年十二月）小麥一袋（二百四十リヴァル）の價格を見るとパリに於いては二六―三五、ガロンヌ、シャラント等では四六―五五、ブルトン地方は三六―四五、南東諸縣では五六を（註五一）示して居り、此れは一般的に他の物價と比較すると未だバランスを得てゐたものゝ如く思はれる。

而して一七九二年の收穫が全般的に良好であつたにも拘らず、物價が高騰してゐるのは如何なる理由に基くのであらうか。

此れは既に四月二十一日付 Chamberly 發報告 (Legislative de, Tome III. p. 345.) 以下に於いて示されてゐる如く、第一に擧げらるべきはアッシニヤの急激なる膨脹と其の慘落であらう。（註五二）

アッシニヤは既に一七九二年十月に於いて三十一億を數へたが、九三年一月には八億の新規發行を見、更に四月に十二億（註五三）の發行を見て、總額五十億臺に達してゐるが、反面其の貨幣價值に對する價格は下落

の一途をたどつて居り、二十四ツールの金貨に對し一月には四十三、四月には五十五(註五四)を示し、其の流通は絶えず不安定の域に置かれ、更に新規發行が無限に行はれる可能性が存するため流通のみならず、價格も一層不安定にならざるを得ない状態に陥つてゐる。而して農民生産者はアッシニヤの不安定なる價格に對し、小麥が明確なる流通價格を有してゐる關係上、農産物、食料を賣却するよりは寧ろ所有、貯藏する傾向(註五五)に走り、其の結果として市場に於ける食糧品の缺乏、價格の騰貴——アッシニアの低落に反比例して——の現象が表はれるに至つた。

小麥を始め諸種の食糧品の缺乏、騰貴は斯かる點に主として原因を有してゐるが、然し斯かる現象は單にアッシニヤの膨脹、騰貴にのみ依るのではない。

即ち其れは田園地帯に於ける社會的條件の變化の綜合的結果にも依るのであつて、(註五六)國有財産の賣却、初期の糶上、轉賣、新購入、土地開墾に向けられた資本等の條件が土地の價格を高め、延ひては土地生産物の價格騰貴を結果したのに依るのであると思はれる。

食糧問題は以上の如き諸條件に依り益困難となつたが、此れは又ジロンド政府の政策がアッシニヤ發行に依存し、且つ物價騰貴を單に最高價格の手段で制御し得ると考へ、其の儘問題を放置したのにも依るのであつた。

斯くして食糧の缺乏、騰貴は人心に不安を興へ、ジロンドの政治を一層困難にし、又同時に僧侶の反

革命運動に絶好の地盤を與へたのであつて、同時に其れは三十萬徵兵への反抗、陰謀及びベルギー經營の失敗に引き續く國境不安と相俟つてジロンド政權の崩壞に最も本質的地盤を與へたのであつた。

ジロンドの崩壞の内面的條件は將に斯かる政治的、社會的、經濟的諸條件に基く反革命主義者の全國的鋒起並びに其れに對する政府の無力に求められるのであつて、三十萬徵兵令は斯かる崩壞の内面的條件の直接的契機をなしたものととして、又崩壞の間接的條件を爲したものととして考へられるのである。

然らば三十萬徵兵令を契機として大規模な反抗運動を惹起したヴァンデー地方の亂は如何なるものであらうか。

其れは又ジロンド崩壞に如何に關聯してゐるのであらうか。

### 三 ヴァンデー地方の亂

反革命主義者の叛亂は全國的に行はれたが何故にヴァンデー並びに其の周邊地帯に激しく行はれたのであらうか。

三月二十六日付 Moissac 發報告は一般的な事態を次の如く記してゐる。即ち「今や吾人が引き込まれてゐる深淵の深さを考ふべき時が來た。一般に治安は悪く、ヴァンデー並びに近隣のトラブルは疑ひなく恐るべきものがある。人は一般に革命に疲れ、金持は革命を特に嫌ひ、貧民にはパンがない。人々

は吾々を以つて斯かる状態を將來した張本人だとしてゐる。ジャーナリストは互に敵視し、輿論を悪化させ、革命結社は全く其の精力を失つた。此の事實は恐るべきことである。嘗つて革命を欲した者は今や貴族と手を握る反革命主義者となり、フランスは自由の友と敵とに分裂してゐる。此の一般的叛亂状態を克服するには大きく且つ效果的政策が必要である。貧民はパンを缺いてゐるが穀物は無い譯ではない。吾人の會つたすべての行政官は此の事實を認めてゐる。其れ故政府委員が革命完遂に努力するならば、緊急に貧民に食を與へる必要がある。故に又吾人は全穀物の全般的徵發を命する Décret が有用であると思ふ。そして個人消費の餘剰で公共的穀倉を設けよ。各郡、區は進んで此の義務を履行する必要がある。彼等は此の爲委員を任命すべきである<sup>(註五七)</sup>」云々と傳へ、徵兵令の實施に關しては、三月二十日付 Montauban 發報告<sup>(註五八)</sup>は「一般に冷靜であるが、徵兵反對の企圖は依然續けられ特にモンローバンでは著しいものがある。徵兵は若干の困難を伴つたが終了した」と報じてゐる。更に四月二十四日付 Angers 發報告は一層詳細な報告を發し、ヴァンデー地方一帯の状況を克明に傳へてゐる。即ち「一般に革命の支配してゐる地方では無智と狂熱が支配してゐる。革命は自由を叫んだが當地方に於いては革命は餘り侵入せず、自由は僅かの友を得たに過ぎぬ。然るに封建的、司祭的專制のすべての鎖は全フランスに依り破壊され、破壊に委せられた。そして人々は其の封建的鞅帶を再建する希望を一瞬間たりとも失はなかつた。此の不幸なる地域に於いては愛國主義は三年以來「自由の嫌惡」と争闘状態に入つてゐる。そ

して住民の血を流してゐる。吾人は反革命陰謀に適當なる地として此れ以上の地を見出せない。其の地は特に豊沃であり、且つ吾人の海岸の一部を含んでゐる。住民の迷信的氣質、其の富、大なる人口はすべて完全なる成功を齎すやうに思はれる。叛亂の口實は一つで澤山である。徵兵令が其の口實を與へたのだ。すべての準備は長い間に行はれ、以前の十萬徵兵令が出た時にも彼等は行政官廳を焼き、公文書課税記録を焼いた。彼等は驚いた愛國者の首を斬り退散させて其の財産を奪つた。共和國の委員が叛亂者の侵入、占領した場所に入らなかつたならば、これは共和國にとり恐るべき事實を齎したに相違ない。委員の存在は驚愕した愛國者にエネルギーと保證を可能ならしめた。此の恐るべき動亂を一掃するに必要な行動に於いて吾人は一致してゐる。叛軍に對して與へた遠征に就いては此處では述べない。公安委員會でも既に好く其れを御承知のことと思ふし、又吾人も逐次報告する。吾人は此處では公安委員會委員に叛亂の性質並びに範圍を知らしめるやうに目論見てゐる。

逃亡貴族の大部分、並びに僧侶であつたものが此の叛亂軍の首領として立ち、すべての運動を指揮してゐる。彼等は大部分武装し、大量の軍需品並びに食糧を持つてゐるやうに思はれる。彼等は規律を以つて防禦陣地を作り且つ戦争を行ふ。彼等は一般に廣く戦争を展開し、其の若干のものは狂熱のみが與へることの出来る殘忍に近い大膽さを示す。公安委員會は恐らく此の貧乏人が如何なる點で迷つてゐるかを知り得ないし又彼等を導いてゐる反亂指導者の如何なる點に其の信用を向けてゐるかと云ふことも



分らない。彼等の集合の徴證は白旗と白い帽子である。すべての者は肩衣と數珠を持ち「國王」と「僧侶」が彼等の秩序の合言葉である。彼等は狂亂に近い大膽さを示す。此の奇妙な信用を興へるに與つて力あるものは、彼等が最初に容易に得た勝利である。吾人は公安委員會に眞實 (Vérité) を報告する。凡ゆる地方から此處に來てゐる國民衛兵は最も悪い Volonté に達して居り、彼等は一刻でも歸國するか、或は引上げようとしてゐる。未だ Servir されてない者を送る必要がある。吾人は此の軍隊を抑留して置きたい氣持に驅られた。疑無く此れ等國民衛兵は最も怠惰の證據を示したと言へる。吾人は *Bois* を守る軍隊が新たな軍隊の到着毎に逃げようとし、又七千の兵よりなる *Viniers* 軍が僅かな小銃の音で隊列を亂したのを知つてゐる。より以上吾人を苦めたのは此の一般的な叛亂に身を委せてゐる者の中に此の戦つてゐる人々があることである。彼等は不幸にも一層好く戦つてゐる人々の中に味方を見出した。彼等は敵味方を區別せず、凡ゆる形の暴行は頂點に達した。吾人は其れを止めるために毎日空しい努力を行つた。此の結果吾人は此の暴行が續く限り、此の遠征を出來る限り早く濟ませる以外に何等方策がないことを確信した。若しも公安委員會が吾人の求めた援助を興へてくれるならば其れこそ吾人の最も喜びとする所のものである。行政官は最大の能力と活動を展開し、特に一團の市民は自由の名に値する。吾人は此の恐怖の中に於いて稍々吾々を慰めてくれた勇氣と公民的行爲の數多くを御送りする。終りに最後の觀察を記す。此れは最も重要なことである。國民公會を分裂せしめた不幸なる軋轢と

其處に表はれた悲しむべき光景は特に疑惑と自失を將來するものである。失望、無氣力の状態は進み、自由の敵の圖太さは毎日募つてくる。共和國の凡ゆる危険の中でこれは最大のものである。今こそ國民公會が其れを知るべき時期である。斯かる状態が續くならば恐らく祖國は救はれないであらう。吾人に關しては吾々の熱意と勇氣に信賴せよ。吾々は義務を守り、凡ゆる誓約に従つてゐる。今朝アッシニヤの流通に關する命令を受取つた。直ちに此の重大なる件の實施に従ふものである」<sup>(註五九)</sup>と傳へてゐる。

叛亂は西部ヴァンデー海岸地帯より東は Cholet, Bressuire に及び、 Vendée, Vienne, Deux-Sevres, Charente-Inférieurs, Loire-Inférieure, Loire の諸縣に及び、叛軍攻撃の主要目標は Nantes, Sable d'Olonne, Niort, Poitiers, Tours, Chinon, Angers, Fontenay の諸市に置かれ、九三年五月には全ヴァンデーは服屬するに至つてゐる。

叛軍の總數は三萬以上と稱せられ、 Elbée, Cathelinean, Bonchamps, Stofflet, Bérard 等が率ひてゐる。報告に依れば A. Mathiez も指摘する如く<sup>(註六〇)</sup>ヴァンデー並びに周邊諸縣に惹起された叛亂は全フランスの民衆の中に働いてゐた不満と反抗の、最も恐るべきエピソード乃至は最大の表明であつて、他の諸地方では見られない激烈さを伴つてゐる。

叛亂の原因が直接的には三十萬徵兵令公布にあるのは他の地方と同様であるが、叛亂自體は報告に依

ると他の地方に於けると混同すべきではなく、特別に廣い範圍に涉り且特別の性質を有して居り、單なる地方的叛亂と見做すべきではない。叛亂は始めは、すべての地區が有力なる武器と食糧を有して一致して進めば、<sup>(註六二)</sup>委員報告の示す如く共和國倒壞の如きは到底不可能であるのを立證したに過ぎないものであつたが、<sup>(註六三)</sup>後には命令のある限り同地方を死守する旨を報ずる程度の深刻なものとなり、次いで Nantes, Saumur の危機を傳へ、遂には信ずることの出来ない位恐るべきものとなり、<sup>(註六四)</sup>最後には Nîort 喪失を認めざるを得ない如く深刻激烈化したのであつた。<sup>(註六五)</sup>

斯かる経過をたどり、刻々恐るべき脅威を與へた叛亂は然らば如何なる原因に依るものであらうか。

叛亂は貴族、非宣誓僧侶と農民の結合、上級農民と下層農民の對立、其の他の形式のを考へしめるが、先づ叛亂の原因として第一に指摘し得るのは反革命主義者——エミグレ、非宣誓僧侶——の他地方に於けるのと同様の活動であり、其の活動の此の地方の叛亂に組織と手段を與へた點が考へられるのであるが、然し其れのみが叛亂の廣大、深刻さを來した原因とは考へられない。即ち叛亂は明瞭なる社會的區別即ち純粹なる反革命主義者<sup>(註六二)</sup>のと農民の其れが考へられるのであつて、農民自身の社會的、經濟的條件に依るのが多いと考へられる。

報告に従ふならば農民の叛亂は其の社會的、經濟的條件の相異に依り異なるのであるが、此の點は詳細に把握するのは困難であり、一般的な動向を知るに止まるのである。

然らばヴァンデーの亂に於いて特徴づけられる農民の反抗には如何なる條件が働きかけてゐるであらうか。

報告の示す所に依ればヴァンデー地方は豊沃なる農業地帯を形造り、「革命は餘り侵入せず、自由は僅かの友を得たに過ぎない」ため、封建社會の多くの特質の殘存を示し、農民の如き一般住民が封建社會の秩序維持の根據を王政に求めてゐる地方であつた。

斯かる封建社會に於いて反革命主義者が農民を煽動して反革命運動に驅つたのは容易に考へ得られる所であるが、ヴァンデー地方の社會經濟的構造自體に於いても叛亂は準備されてゐたとも推察出来るのである。即ちヴァンデー地方は獨立せる自營農民に依る小規模耕作が行はれ、フランス東北部に見ゆるが如き大土地所有農村共同體に比して、より豊かな獨立農民が多く存在し、所謂圍繞地制度の下に平靜な農業生活が展開されてゐる地方であつた。(註六八)

然るに同地方に於ける自主的工業の發生、及び海上貿易商人の活動は一聯の商業資本の畜積を促し、漸次革命に於ける市場獨占の如き搾取的支配をアッシニヤの行使その他に於いて極端に行ひ、更に其の農村經濟の支配態勢は農民の獨立的耕作を不可能ならしめ以つて農村の社會經濟的反抗を餘儀なくさせたのであつて、所謂農村の市民的、前期的資本都市に對する自主的反抗の事態も推測されるのである。

此のことはヴァンデー叛亂軍の、Nantes, Niort, Fontenay, Sable d'olonne の如き海上貿易に依存する

商業都市に對する攻撃の數多の事實を見れば充分認められる所であつて、其れはヴァンデーの亂の特徴的な條件と考へて差支へ無いと思はれる。

然し論ずるまでもなく都市への攻撃は必ずしも斯かる意味に於いては行はれてゐないのであつて、單に革命政府の行動妨害に向けられた場合のあるのも否定出来ない。

ヴァンデーの亂は上述の如き條件を原因としてゐるが此れのみが全體を説明し得るものではない。例へばアッシニヤ、食糧不安は他の地方と同様重要な原因をなしてゐる。

即ち既に報告に於いて見られる如くアッシニヤ流通は凡ゆる手段を以つて行はれ、多くの強制を命ずる告示(註六九)が示されてゐる。此れは反面に於いてアッシニヤが流通されず無信用の状態にあつたのを示すものであり、特に農村に於いては無價値のアッシニヤと農産物との交換は拒否せられ、アッシニヤへの不信用は多大であつたのであつて、斯かる意味に於ける農村の反抗が激烈であると同時に反革命的になつたのは必然的と思はれる。又此の點反革命主義者に利用される所以が存したとも考へられる。

食糧不安はアッシニヤと同様叛亂の原因になつてゐるが、都市並びに非生産地帯に於けるが如き食糧の缺乏、獨占に依るのではなく、一般貧農の物價騰貴其の他に依る生活困難に關聯して生じたものであつて、彼等の生活安定を求め欲求並びに運動が主として反革命主義者に利用されて反抗運動に轉化したものと考へられる。

尙叛亂は長い間計畫的に進められ、且つ外國特にイギリスの直接的指導下に於いて行はれた疑問も存するが、内亂の展開の仕方其の他を考へれば何等關聯があるとは思はれない。

以上の検討を通じてヴァンデーの亂を特徴づける點は一、農民の——特に上、中層の——自主的反抗二、反革命主義者と農民の反革命的理念に於ける結びつき三、<sup>(註七二)</sup>叛亂の激烈、廣大等に求められるのであり、特に反革命主義者の運動と食糧不安に基く食糧暴動との結合を示す叛亂とは根本的に相異してゐた。

此れは又革命フランスの社會的影響が他の地方より以上に多大であつたのを示すものでもあつた。

然らば斯かる意義を有するヴァンデーの亂は如何なる史的關聯に於いて把握すべきであらうか。

既に政府は、<sup>(註七二)</sup>報告に依つても推察し得る如く、内亂に對しては殆ど無策を曝露し、何等積極的政策を示し得ず、單に一時的鎮壓を試みてゐるに過ぎない。而してジロンド派公安委員會が遂に擴大した「西部諸縣の叛亂に備へて、訓練、軍紀嚴正なる軍を北部國境より派遣する」<sup>(註七三)</sup>のを決定したのは叛亂が頂點に達して居る時であり、將に國境警備軍の派遣其れ自體は叛亂の規模が恐るべき脅威をジロンド政府に與へてゐるのを示すものであつたのである。

即ち此の北部方面守備軍の派兵を求めると至つたヴァンデーの叛亂は、北部國境に全力を盡しつゝあつたジロンド政府に對し益々困難な條件を與へたものであり、ベルギー經營失敗と相俟つて、其れは決定的な崩壞の地盤を與へたものであつた。

## 結 論

以上論述した如く、ジロンドの崩壊原因はベルギー經營の失敗に伴ふ北部國境の危機、三十萬徵兵令を契機とする反革命運動の全國的展開、及びヴァンデー地方の叛亂等に求められるのであつて、單にジヤコバンとの鬭争過程に於いては求められないのである。

要するにジロンドの崩壊は、恐嚇政治成立の觀點に於いて其れを捕へることに依り其の全き理解を得られるのであつて、其の崩壊の基礎的條件の解明は同時に恐嚇政治成立の必然性を立證するものに他ならないのである。

ジロンド崩壊の弔歌たる五月三十一日、六月二日革命は斯かる意味に於いて其の眞の史的意義を把握し得るであらう。(完)

## 註

- I' Le Registre de Conseil Exécutif Provisoire Tome I p. 331—35. (本假行政委員會議録は Recueil des Actes du Comité de Salut Public avec La Correspondance officielle des Représentants en Mission, Paris, 1839—1923. Tome XXXVI. 所收のものとする。以下卷數頁數は本書に従ふ)。
- II' A. Mathiez, Révolution Française, Tome II, p. 162
- III' Le Registre, Tome I, p. 295—6.
- IV' Ibid. Tome I, p. 282—3.
- V' Ibid. Tome I, p. 289—290.

八 Ibid. Tome I. p. 317—19.

九 Ibid. Tome I. p. 322—24; p. 372. Convention Nationale  
十二月十三日議事録。

一〇 Le Registre. Tome I. p. 486—91.

一一 Ibid. Tome II. p. 212—13.

一二 Ibid. Tome II. p. 114.

一三 Ibid. Tome II. p. 178—84.

一四 Ibid. Tome II. p. 151—53.

一五 M. Marion, Histoire financière de la France. Tome  
III. p. 13.

一六 Aurejac, Cahiers de la Révolution Française, Tome  
VII. p. 145.

一七 M. Marion, Tome. III. p. 12.

一八 L. Cahen et R. Guyot, L'oeuvre législative de la Ré-  
volution. p. 271—72. 三十萬七千七百九十九卷

一九 憲法資料卷三十六百四十卷 E. Lavisse, Histoire de Fra-  
nce Contemporaine. Tome II. p. 73.

二〇 Recueil des Actes du Comité de Salut public avec  
La Correspondance officielle des Représentants en Mis-

sion. Tome II. p. 295—300. (以下 Recueil と略記す)尚以  
上の地方派遣委員報告は國民公會、一部分安委員會宛てたる  
ものとして假行政委員會宛のは殆ど見當らず。

二一 Ibid. Tome II. p. 395—96.

二二 Ibid. Tome II. p. 484.

二三 Ibid. Tome II. p. 523.

二四 Ibid. Tome II. p. 524—26.

二五 Ibid. Tome III. p. 69—72.

二六 Ibid. Tome III. p. 315.

二七 Ibid. Tome III. p. 475—76.

二八 Ibid. Tome III. p. 488—90.

二九 Ibid. Tome II. p. 411—12.

三〇 Ibid. Tome II. p. 412—14.

三一 Ibid. Tome II. p. 526—30.

三二 Ibid. Tome III. p. 100—102.

三三 Ibid. Tome III. p. 249; p. 249—50; p. 394—95.

三四 Ibid. Tome III. p. 394—99; p. 459—60.

三五 Ibid. Tome IV. p. 5—7; p. 61—63.

三六 Ibid. Tome II. p. 455; p. 567—69. フルターニユ地方



にパルルマンのメンバーが多くの土地財産を有してゐた點よりすれば、此の地方の叛亂が他の地方より複雑な形を有してゐた理由を理解出來る。(H. Sée, *La France économique et*

*social au XVIIIe Siècle.* p. 29.)

三四' Ibid. Tome III. p. 453.

三三' Ibid. Tome II. p. 400—401; p. 530; Tome III. p. 51—52; p. 187; p. 216.

三六' Ibid. Tome II. p. 604—606.

三二' Ibid. Tome III. p. 377—79.

三二' Ibid. Tome II. p. 503—505, Tome III. p. 21—23; p. 347—51.

三九' Ibid. Tome III. p. 579.

四〇' Ibid. Tome III. p. 347—351; p. 505. 以下多數の報告は武裝の勢力を記してゐる。

四一' A. Mathiez, Tome II. p. 194.

四二' M. Marion, Tome III. p. 17.

四三' 貴族の反革命運動は前掲書 Tome II. p. 411—12; p. 559; Tome III. p. 100—102; p. 51—52; p. 249—50; p. 345; p. 475—76. 以下に數多く報告され、何れも運動の目標

は貴族の特權回復であることを示してゐる。

四四' H. Sée, *La France économique et sociale au XVIIIe Siècle.* p. 53

四五' *Recueil* Tome II. p. 400—401; p. 412—14; p. 503—5; p. 559; Tome III. p. 106; p. 249; p. 417—18.

四六' Cahen et Guyot, *L'oeuvre législative de la Révolution.* p. 324—33. 第一條、司教區設置、司教會議、教育服務令、第二條選舉規定、第三條僧侶給料規定、第四條住居規定より成る。

四七' 兩者の數の比率は明確ではなからず。A. Aulard, *Christianity and Révolution.* p. 72. に依れば M. Sagnac の數字によつて前者一萬四千四十七名、後者一萬三百九十五名とし、各縣に依り若干の相違があるといつてゐる。

四八' A. Aulard, *Etudes et Leçons sur la Révolution Française.* Tome V. p. 67—68.

四九' Cahenet R. Guyot, p. 343; p. 345.

五〇' A. Aulard, Tome V. p. 199. 國民公會は僧侶憲章を初め支持し、其の實施に當つては國教分離を其の根本理念としてゐる。

- 四一 E. Lavisse, Histoire de France Contemporaine. Tome II. p. 53.
- 四二 Recueil. Tome III. p. 377—79. 以上多數は此を認めしる。
- 四三 M. Marion. Tome II. p. 22; p. 54.
- 四四 Auréjac, Cahiers de la Révolution Française Tome VII. p. 145.
- 四五 Recueil. Tome III. p. 363. Gironde. 及び Tome III. p. 499—505. Mont Blanc 縣等の報告は斯る傾向の如實なることを示ししる。
- 四六 E. Lavisse. Tome II. p. 54—55; A. Mathiez は贖費の原因をブルジョアの獨占に求め、物資の稀少、缺乏には求めしる。
- 四七 (La Vie Chère et le Mouvement sociale dans la Terreur. p. 165.
- 四八 Recueil. Tome II. p. 532—35.
- 四九 Ibid. Tome II. p. 497—99.
- 五〇 Ibid. Tome III. p. 430—34.
- 六一 A. Mathiez, Tome II. p. 190.
- 六二 Recueil. Tome VI. p. 405—6.
- 六三 Ibid. Tome II. p. 468—71.
- 六四 Ibid. Tome II. p. 448—49.
- 六五 Ibid. Tome III. p. 143.
- 六六 Ibid. Tome III. p. 60—61; Tome III. p. 115.
- 六七 Ibid. Tome IV. p. 362—63.
- 六八 A. Mathiez は此の地方の叛亂に於ては僧侶の動きは間接的のものと認めしる。
- 六九 A. Mathiez. Révolution Française. Tome II. p. 192—93. E. Sée, 「La France économique et sociale au XVIIIe Siècle p. 31」は西部地方の農業地帯の特徴をブルジョアに倣して説明ししる。
- 七〇 Legistre. Tome III. p. 434.
- 七一 Ibid. Tome II. p. 434; G. Lefebvre, Révolution Française. p. 203.
- 七二 G. Lefebvre は叛亂原因として地理的位置よりくる北部國境危機への認識不足と認識不足よりくる兵士徵募反對國境出動拒否を擧げ、これを最大なるものとしてしる。 Révolution Française P. 203.

但 A. Anlard 之 Christianity and French Revolution p. 96—97. 之於 1793 年之ヴァンデー叛亂に於ける僧侶の動きを強調  
し、A. Mathiez 之を對照的な場を示してゐる。

十二、Recueil Tome II. p. 487; p. 558; Tome III. p. 144—5.  
十三、Ibid. Tome III. p. 562—563.